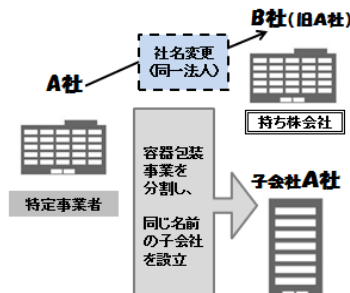
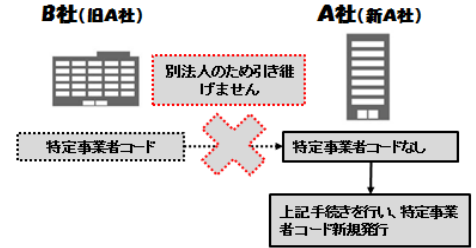


事業譲渡と合併についてのQ&A

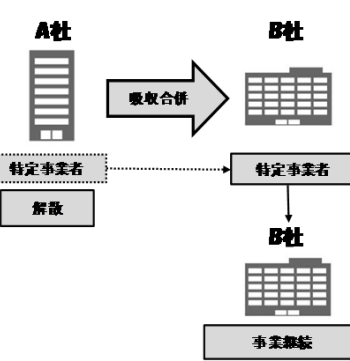
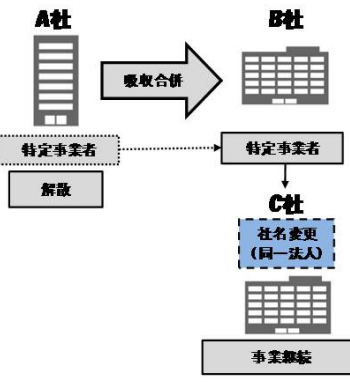
※以下の「事業譲渡と合併に関するQ&A」は、平成27年3月にお問い合わせがあったと仮定し、その後の手続・対応等についてご案内しています。

1. 事業譲渡について

項目	質問	回答
1.事業譲渡の特定事業者コードの継続使用について	<p>問合せ時期:平成27年3月 ・A社:譲渡会社 ・B社:譲受会社(承継する会社)・・・以前は対象外(特定事業者コードなし)</p> <p>A社は平成27年3月に、対象事業をB社に譲渡し対象外となるが、まだ平成27年度は申込はしていない。</p> <p>①平成27年度の義務者はどちらになるのか。 ②コードはそのまま継続して、A社からB社に社名変更してもよいか。</p>	<p>①平成27年度からB社が対象になります。 ②社名の変更は、A社(同一法人)が単に商号変更をした場合に行っていた手続きになるため、B社(別法人)が特定事業者コードを引き継ぐことはできません。下記の手続きをお願いいたします。</p> <p>【A社】 ・平成27年度から対象外になりますので、非申込手続きをお願いします。「非申込FAX返信票」と裏面の「事業廃止に関する通知」に必要事項をご記入の上、当協会オペレーションセンターへ送付してください。</p> <p>【B社】 ・A社の上記手続き後、申込書が発送されます。B社は新規(新しい特定事業者コード)で譲り受けた分量1年分を算出し、平成27年度からの申込をお願いします。申込量の算出方法で不明点がありましたら、当協会コールセンター(TEL番号:03-5251-4870)までお問合せください。 ・それまで対象外であった年度については、非申込の手続きをお願いします。「非申込FAX返信票」に必要事項をご記入の上、当協会オペレーションセンターまでFAX(FAX番号:03-5610-6266)してください。</p>
2.年度途中での事業譲渡	<p>問合せ時期:平成27年3月 ・A社:譲渡会社 ・B社:譲受会社(承継する会社)・・・以前は対象外(特定事業者コードなし)</p> <p>A社は平成27年度を契約しているが、10月には対象事業をB社に譲渡し対象外となる。</p> <p>①年度途中の場合の義務者どちらになるのか。 ②契約を平成27年4月～9月・・・A社 平成27年10月～平成28年3月・・・B社 というように分けることができないのか。 ③B社の申込量はどのように算出すればいいか。</p>	<p>①平成27年度の義務はA社になります。平成28年度からB社になります。 ②契約を年度の途中で分けることはできません。 ③下記の通りです。</p> <p>【A社】 ・平成27年度はそのままA社の契約を生かします。 ・年度途中の譲渡になりますので、譲渡後「申込契約訂正申請書」に必要事項をご記入の上、当協会オペレーションセンターへ送付してください。 ・平成28年度から申込は不要です。</p> <p>【B社】 ・A社の上記手続き後、B社は新規(新しい特定事業者コード)で譲り受けた分量1年分を算出し、平成28年度からの申込をお願いします。申込量の算出方法で不明点がありましたら、当協会コールセンター(TEL番号:03-5251-4870)までお問合せください。平成28年度の申込書類は平成27年12月頃発送予定です。 ・それまで対象外であった年度については、非申込の手続きをお願いします。「非申込FAX返信票」に必要事項をご記入の上、当協会オペレーションセンターまでFAX(FAX番号:03-5610-6266)してください。</p>
	<p>問合せ時期:平成27年3月 ・A社⇒譲渡会社 ・B社⇒譲受会社(承継する会社) 以前から特定事業者(特定事業者コードあり)</p> <p>A社、B社それぞれで平成27年度を契約しているのだが、A社は10月には対象事業をB社に譲渡し対象外となる。</p> <p>①年度途中の場合の義務者どちらになるのか。 ②他に手続きが必要か。</p>	<p>①平成27年度は両社が義務を負います。A社、B社それぞれの契約を生かします ②手続きは下記の通りです。</p> <p>【A社】 ・年度途中の譲渡になりますので、譲渡後「申込契約訂正申請書」に必要事項をご記入の上、当協会オペレーションセンターへ送付してください。 ・平成28年度から申込は不要です。</p> <p>【B社】 ・平成28年度から譲受分も含めて申込をお願いします。申込量の算出方法が分からない場合は、当協会コールセンター(TEL番号:03-5251-4870)までお問合せください。</p>
3.事業の一部譲渡	<p>問合せ時期:平成27年3月 ・A社:譲渡会社 ・B社:譲受会社(承継する会社)・・・以前は対象外(特定事業者コードなし)</p> <p>平成27年度はA社で契約をしているが、10月に対象事業の一部をB社に譲渡する。</p> <p>①平成27年度からの義務者はどちらになるのか。 ②A社は数量訂正する必要があるか。</p>	<p>①平成27年度はA社のみ、平成28年度からA社B社両方が義務を負います。 ②平成27年度はA社が義務者になるため数量訂正は不要です。手続きは下記の通りです。</p> <p>【A社】 ・事業の一部を譲渡する旨の書面を提出してください。 (書式不問。A社およびB社の名称、代表者氏名、住所、担当者名、電話番号、譲渡日を記載ください。) ・平成27年度はそのままA社の契約を生かします。 ・事業譲渡により申請対象の用途の取り扱いがなくなる場合、平成28年度からは譲渡した分を減量して申込してください。</p> <p>【B社】 ・譲受後、当協会コールセンター(TEL番号:03-5251-4870)までご連絡ください。B社の特定事業者コードを発番し申込書類を郵送いたします。譲り受けた分量1年分を算出し、平成28年度からの申込をお願いします。平成28年度の申込書類は平成27年12月頃発送予定です。 ・それまで対象外であった年度については、非申込の手続きをお願いします。「非申込FAX返信票」に必要事項をご記入の上、当協会オペレーションセンターまでFAX(FAX番号:03-5610-6266)してください。</p> <p>※申込量の算出方法で不明点がありましたら、当協会コールセンター(TEL番号:03-5251-4870)までお問合せください。</p>

<p>4.分社化による商号の継続</p>	<p>問合せ時期:平成27年3月 ・A社:分割会社 ・子会社A社:A社の分割により設立する会社(承継する会社)</p> <p>A社は平成27年10月に同じ名前の子会社(A社)を設立すると同時に持ち株会社となり、旧A社は社名を「B社」に変更し、対象となる事業の全部を譲渡し対象外となる。</p> <p>①平成27年度の義務はどちらになるのか。 ②対象となる会社の名称(商号)はA社そのまま変わらないので、このまま同じ旧A社の特定事業者コードを使用して申請してもよい。</p> 	<p>①平成27年度の義務は、旧A社が負います。 ②社名が同一であったとしても、別法人である場合は、特定事業者コードを継続しての申請は行えません。※特定事業者コードの継続が出来るのは商号変更等、登記簿上で同一法人であることの確認が取れる場合のみになります。手続きは下記の通りです。</p> <p>【旧A社=B社】 ・「B社」への社名変更と年度途中の会社分割の手続きをお願いします。 ・「申込契約訂正申請書」に必要事項をご記入の上、変更前と変更後の事業者名が記載された「登記簿謄本(原本)」と一緒に、当協会オペレーションセンターへ送付してください。</p> <p>【子会社A社】 ・旧A社(B社)の上記手続き後、子会社A社は新規(新しい特定事業者コード)で平成28年度からの申請をお願いします。申込量の算出方法が分からない場合は、当協会コールセンター(TEL番号:03-5251-4870)までお問合せください。平成28年度の申込書類は平成27年12月頃発送予定です。</p> 
----------------------	---	--

2. 合併

<p>5.特定事業者同士の吸収合併</p>	<p>B社(特定事業者)がA社(特定事業者)を吸収合併しB社が事業を継続する場合</p> <p>平成27年10月にB社がA社を吸収合併し、B社が事業を継続することになった。平成27年度まで、A社、B社それぞれで申請をしていたのだが、何か手続きが必要か。</p> 	<p>・平成27年度はA社、B社それぞれの契約を生かします。 ・下記お手続きが必要となります。</p> <p>【A社】 ・年度途中の合併になりますので、合併後「申込契約訂正申請書」に必要事項をご記入の上、B社がA社を吸収合併したことが記載された「登記簿謄本(原本)」と一緒に、当協会オペレーションセンターへ送付してください。 ・平成28年度から申請は不要です。</p> <p>【B社】 ・平成28年度からA社分の数量を含んで申請をお願いします。申込量の算出方法で不明点がありましたら、当協会コールセンター(TEL番号:03-5251-4870)までお問合せください。</p>
<p>6.吸収合併後、社名変更</p>	<p>B社(特定事業者)がA社(特定事業者)を吸収合併しC社に社名変更する場合</p> <p>平成27年10月にB社がA社を吸収合併し、合併を機にB社がC社に社名変更をする。平成27年度まで、A社、B社それぞれで申請をしていたのだが、何か手続きが必要か。</p> 	<p>・平成27年度はA社、B社それぞれの契約を生かします。 ・下記お手続きが必要となります。</p> <p>【A社】 ・年度途中の合併になりますので、合併後「申込契約訂正申請書」に必要事項をご記入の上、B社(C社)がA社を吸収合併したことが記載された「登記簿謄本(原本)」と一緒に、当協会オペレーションセンターへ送付してください。 ・平成28年度から申請は不要です。</p> <p>【B社】 ・B社の特定事業者コードを継続して使用するため、C社名への社名変更のお手続きが必要となります。社名変更後「申込契約訂正申請書」に必要事項をご記入の上、変更前と変更後の事業者名が記載された「登記簿謄本(原本)」と一緒に、当協会オペレーションセンターへ送付してください。 ・平成28年度からA社分の数量を含んでC社名にて申請をお願いします。</p> <p>※合併と社名変更の履歴がまとめて確認出来る登記簿謄本がありましたら、1通送付いただければそれぞれで送付いただく必要はありません。</p>

B社（以前は対象外で特定事業者コードなし）がA社（特定事業者）を吸収合併し事業を継続する場合

平成27年10月にB社がA社を吸収合併し、B社が事業を継続することになった。今まで、B社は対象となる事業を行っておらず、A社が申込をしていた。そのためB社ではコードを持っていないので、A社の特定事業者コードを引き継ぎ、B社に社名変更して契約してもいいか。

7.以前は対象外だった事業者が特定事業者と合併し事業を継続

社名の変更は、A社（同一法人）が単に商号変更をした場合に行っていただくお手続きになるため、B社（別法人）が特定事業者コードを引き継ぐことは出来ません。下記のお手続きをお願いいたします。

【A社】

- 平成27年度はそのままA社の契約を生かします。
- 年度途中の合併になりますので、合併後「申込契約訂正申請書」に必要事項をご記入の上、B社がA社を吸収合併したことが記載された「登記簿謄本（原本）」と一緒に、当協会オペレーションセンターへ送付してください。
- 平成28年度から申込は不要です。

【B社】

- A社の上記手続き後、B社は新規（新しい特定事業者コード）で平成28年度からの申込をお願いいたします。平成28年度の申込書類は平成27年12月頃発送予定です。
- 対象外の年度について、非申込の手続きもお願いします。「非申込FAX返信票」に必要事項をご記入の上、当協会オペレーションセンターまでFAX（FAX番号：03-5610-6266）してください。

A社（特定事業者）とB社（特定事業者）が合併して新たに新会社C社を設立した場合（新設合併）

平成27年10月にA社とB社が合併して新たに新会社C社を設立する。いわゆる新設合併になるのだが、A社かB社どちらかの特定事業者コードをそのままC社に社名変更して使用していいか。

8.新設合併時の手続き

社名の変更は、A社、B社（同一法人）が商号変更をした場合に行っていただくお手続きになるため、C社（別法人）が特定事業者コードを引き継ぐことは出来ません。下記のお手続きをお願いいたします。

平成27年度はA社、B社それぞれの契約を生かします。

【A社】

- 年度途中の合併になりますので、合併後「申込契約訂正申請書」に必要事項をご記入の上、A社がC社へ合併したことが記載された「登記簿謄本（原本）」※と一緒に、当協会オペレーションセンターへ送付してください。
- 平成28年度から申込は不要です。

【B社】

- 年度途中の合併になりますので、合併後「申込契約訂正申請書」に必要事項をご記入の上、B社がC社へ合併したことが記載された「登記簿謄本（原本）」※と一緒に、当協会オペレーションセンターへ送付してください。
- 平成28年度から申込は不要です。

※A社とB社がC社へ合併した履歴がまとめて確認出来る登記簿謄本がありましたら、1通送付いただければそれぞれで送付いただく必要はありません。

【C社】

- 平成28年度からC社へ申込書類を送付いたしますので、新規（新しい特定事業者コード）でA社とB社分の数量を合算した量で申込をお願いします。申込量の算出方法で不明点がありましたら、当協会コールセンター（TEL番号：03-5251-4870）までお問合せください。平成28年度の申込書類は平成27年12月頃発送予定です。